- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護費

				注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分					通所サービ ス利用時の 調整 (1日につき)	事業所と同 一建物の利 用者にサー ビスを行う場 合	特別地域定 期巡回·随 時対応型訪 問介護看護 加算	中山間地域 等における 小規模事業	中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供加算	緊急時訪問 看護加算	特別管理加 算	ターミナルケ ア加算
イ 定期巡回・随時 対応型訪問介護	(1)訪問看護サービスを行わない場合		要介護1 (5,666 単位) 要介護2 (10,114 単位) 要介護3 (16,793 単位) 要介護4 (21,242 単位) 要介護5 (25,690 単位)		-62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	事業所と同 一建物の利 用者にサー						
看護費(I) (1月につき)	(2)訪問看護サービスを行う場合		要介護1 (8,267 単位) 要介護2 (12,915 単位) 要介護3 (19,714 単位) 要介護4 (24,302 単位) 要介護5 (29,441 単位)	×98/100	-91単位 -141単位 -216単位 -266単位 -322単位	ビスを行う場合 合 1月につき 一600単位 事業所と同 用者50人 上にサービ 上にサラリ	:	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	ケアを行っ
要介護2 ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき) 要介護3 要介護4			要介護2 (10,114 単位) 要介護3 (16,793 単位) 要介護4 (21,242 単位)		-62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	スを行う場合 1月につき - 900単位					***************************************	
ハ 初期加算 (1日につき +30単位) 二 退除時共同指導加算			<u> </u> 									
- 体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ 算定可能 (1回につき +600単位)												
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)												
へ 生活機能向上連携加算 (2)生		(1)生活機能向上連携加 (1月につき +100単 (2)生活機能向上連携加 (1月につき +200単										
		(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき +640単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ										
ト サービス提供体制	削強化加算	(1月につき +50 (3) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +38										
	(4) サービス提供体制強		ά化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000		注 所定単位は、	イからトまでによ	り算定した単位数	数の合計					
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000										
チ 介護職員処遇改	x善加算	(1月につき +所	3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)									
		(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V)										
:「事業所上同		(1月につき +(3 建物の利用者にサービスを行う	3)の80/100) 5場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問	介護看護加算:「	中山間地域等に	おける小規模事業	前加算」、「中山	間地域等に居住	する者へのサート	『ス提供加算』、「『		口算 1、

: 「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、 「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目